

令和8年度採用 債権管理適正化推進員（会計年度任用職員）募集案内

1 応募受付期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月16日（金）17時【必着】

2 募集内容

職名	債権管理適正化推進員
採用予定人数	7人
職務の概要	生活保護廃止世帯に係る返還金・徴収金等の債権管理業務（納付催促、督促・催告、居住地調査、相続人調査など）等に従事
勤務地	各区保健福祉センター保護課 ※勤務地は採用後に決定します。
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、4回を上限とした公募による再採用を行うことがあります。 ※65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することとなります。
受験資格	1 次の資格要件を全て満たす人 (1) 次のいずれかの要件を満たす人 ①官公署で税金等の徴収事務の実務経験が通算で1年以上ある人 ②銀行、信用金庫等の金融機関や公的機関において、融資・債権回収の実務経験が通算で1年以上ある人 ③福祉事務所で生活保護のケースワーク業務か返還金・徴収金等に係る業務の経験が通算で1年以上ある人 (2) 基本的なパソコン操作（ワード・エクセル）ができる人 (3) 上記の任用期間を通じて勤務ができる人 2 次のいずれかに該当する人は受験できません。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。 3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人

3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

	一次試験	二次試験
日時・会場		令和8年2月3日（火） 福岡市市民福祉プラザ (福岡市中央区荒戸3-3-39)
試験内容	書類審査 ※提出いただいた申込書及び小論文により選考を行います。	面接試験 ※集合時間等については、受験票送付時に文書でお知らせします。
合格発表	応募者全員に一次試験の結果を通知するとともに、選考通過者には二次試験の受験票を送付します。	令和8年2月20日（金）

※二次試験の合格発表は、11時に福岡市役所12階福祉局保護課前及び福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に結果を文書で通知します。

※二次試験の最終合格は、一次試験及び二次試験の総合成績により決定します。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和8年4月1日以降の採用を行います。
- (3) 令和8年4月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件等

勤務日	週5日勤務（月曜日から金曜日）
休日	土日祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）
勤務時間・休憩時間	週の勤務時間：27時間30分 1日の勤務時間：原則、午前9時30分から午後4時まで 休憩時間：正午から午後1時まで
給与	月額171,741円から183,451円（地域手当相当報酬を含む） ※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて給与月額を決定します。
期末手当	年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給
勤勉手当	年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月55,000円まで）
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などが支給されます。
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与

	その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償する。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・給与等支給日：毎月 20 日 (ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月 20 日) ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募方法等

提出書類	<p>①採用試験申込書（債権管理適正化推進員）</p> <p>※申込書は、福岡市ホームページに掲示するとともに、福祉局保護課、各区役所保護課、情報プラザ等でも配布します。</p> <p>②小論文</p> <p>※別添様式にて、必ず受験者本人が記載してください。</p> <p>※黒のボールペンで記入してください。（鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください）</p> <p>③返信用封筒（長形3号・一次試験結果送付用）：1部</p> <p>※返信用封筒には、110円切手を貼り宛先を明記してください。</p>
受付期間	令和8年1月5日(月)～令和8年1月16日(金) 17時【必着】
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送又は持参 ・郵送の場合は、封筒の表に「債権管理適正化推進員受験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、郵送してください。 ・持参の場合は、受付期間中の月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時から17時まで受け付けます。
提出先	<p>〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市福祉局生活福祉部保護課保護係</p>

7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日（閉庁日の場合はその翌日）から1か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

8 問い合わせ先

福岡市福祉局生活福祉部保護課保護係

担当：高口、松下

TEL：092-711-4231 FAX：092-711-4232

〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号